

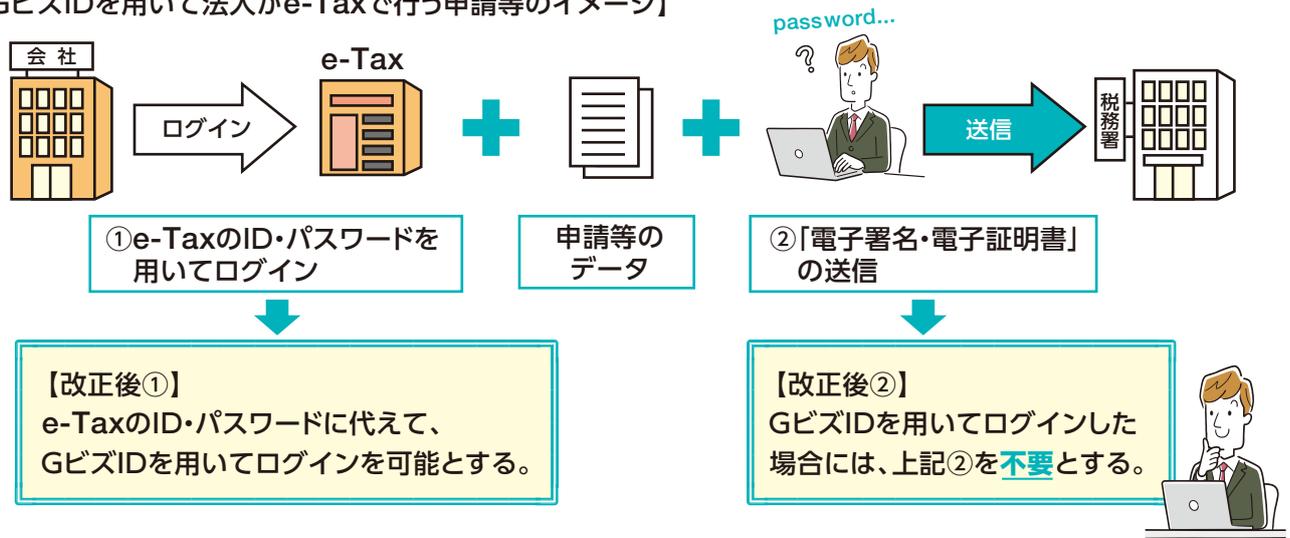
6 納税環境整備

(1) GビズIDとの連携によるe-Taxの利便性の向上

■GビズID(※)利用者の利便性の向上に資する観点から、法人について、GビズID(一定の認証レベルを有するものに限る。)を用いて、e-Taxにログインを可能とするとともに、この場合には、e-Taxの「ID(識別符号)・パスワード(暗証符号)」の入力及びその申請等の際の「電子署名・電子証明書」の送信を要しないこととします。

(※)行政手続等において手続を行う法人等を認証するための仕組み。

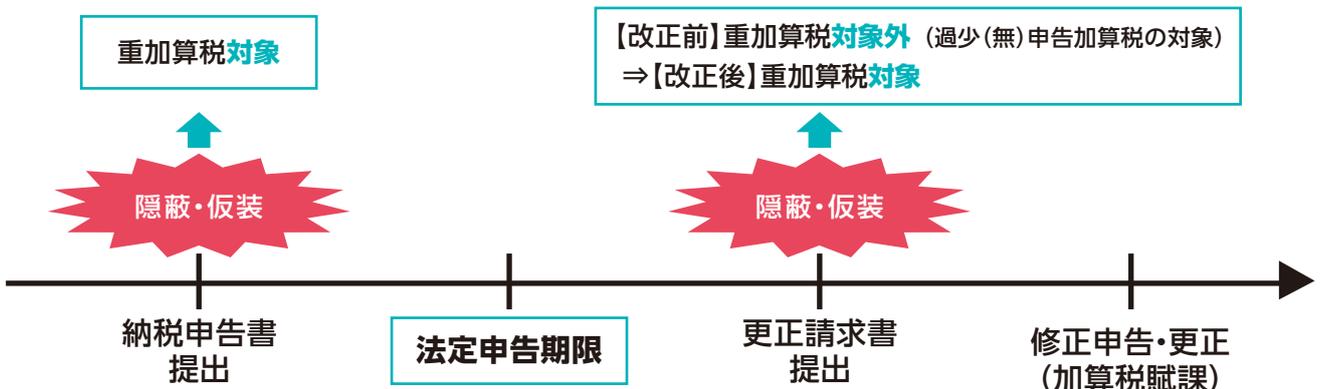
【GビズIDを用いて法人がe-Taxで行う申請等のイメージ】



(2) 更正の請求に係る隠蔽・偽装行為に対する重加算税制度の整備

■更正の請求に係る隠蔽・偽装行為を未然に抑止する観点から、隠蔽・偽装したところに基づき「更正請求書」を提出した場合を重加算税の賦課対象に加えます。

(※)令和7年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用します。



(参考) 加算税の割合

	加算税	重加算税
過少申告	原則15%	35%
無申告	原則20%	40%